令和５年１０月

◆◆　明石市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業　◆◆

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業とは、ひとり親家庭の方の就業を支援するため、指定している講座を受講した場合、受講料の一部を助成し、主体的な能力開発の取り組みを支援する制度です。

対　象　者

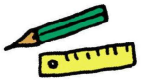

本市にお住まいの、児童（20 歳未満）を扶養する母子家庭の母もしくは父子家庭の父で、次の**すべての条件**を満たす方

- 児童扶養手当の支給を受けているか、または対象年の申請者の所得が児童扶養手当の支給制限となる額未満の方
- 本教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
- 過去に本制度を利用していない方

対 象 講 座

１　雇用保険制度における
①一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
②特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
③専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座
※②、③については、専門資格の取得を目的とする講座に限ります。
※教育訓練給付金の指定対象講座は、国の教育訓練講座検索システムをご参照ください。
（https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/）

２　１に該当しないが、明石市高等職業訓練促進給付金の支給を受けて、資格取得のための養成機関で修業する講座。

給　付　額

１　一般教育訓練給付金及び特定一般教育訓練給付金
当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る）の額の６０％相当額。（上限 20 万円）

２　専門実践教育訓練給付金
当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る）の額の６０％相当額。（上限 160 万円（修学年数（最長４年）×40 万円））

※１万２千円を超えない場合は給付されません。
※講習期間終了後に給付されます。
※雇用保険制度（ハローワーク）から教育訓練給付金の支給を受けることのできる方は、その額を差し引いた額となります。
※入学金・授業料の減免（高等教育の修学支援新制度）、学校独自の減免等を受ける場合は、減免後の実際に支払った額を対象費用とします。

利 用 方 法

〇制度の利用にあたっては、事前相談のうえ、あらかじめ市の講座指定を受ける必要があります。
講座の申し込み前に、児童福祉課において**必ず事前相談（面談）を受けてください。**
※ 申請の時期など、制度の詳細についてご説明します。
※ 申請手続きには、**教育訓練給付金支給要件回答書（ハローワーク明石にて取得）**が必要です。
※ ご相談の内容によって申請・給付できない場合があります。

注 意 事 項

・通信教育の利用もできます。
・一部の講座において、高等職業訓練促進給付金と自立支援教育訓練給付金を併用することができます。ただし、自立支援教育訓練給付金を受ける場合は、兵庫県社会福祉協議会からのひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付金の入学準備金の貸付を受けることはできません。

～　児童福祉課に就労支援員を配置しています。　～

母子家庭のお母さん等の就職や自立に向けた支援を行うために、就労支援員を配置しています。

就労を希望する母子家庭のお母さん、父子家庭のお父さんと面談を行い、その方の状況やニーズに応じてハローワークなどの関係機関と連絡調整を取りながら、自立に向けた就労支援計画の策定や情報提供をするなどを行います。お気軽にご相談ください。

なお、ご相談の際は、事前に就労支援員までお電話にてお問い合わせください。

（問い合わせ）　明石市児童福祉課
ＴＥＬ：０７８－９１８－５０２７
ＦＡＸ：０７８－９１８－５１９６